

「仕事と治療の両立をサポートします！」 宮古地域産業保健センター 西里えり奈

宮古地区の働き盛り世代の皆様へ健康情報をお届けするため、毎月1回リレー方式で記事を書いています。今回は宮古地域産業保健センターが担当いたします。

沖縄県の労働者の有所見率(健康診断で何かしらの異常が見つかる方の割合)は70%を超えており、12年連続で全国最下位の数値となっております。

高血圧症や糖尿病などの治療をされている方も多いと思われませんが、これらの疾病の有病率は年齢が上がるほど高くなる状況にあるため、今後、労働力の高齢化が進むことが見込まれる中で、疾病を抱えた労働者の治療と仕事の両立への対応が必要となる場面が増えてくると予想されます。

一方、近年の診断技術や治療方法の進歩により、かつては「不治の病」とされていた疾病においても生存率が向上し、「長く付き合う病気」に変化しつつあります。労働者が病気になったからと言って、すぐに離職しなければならないという状況が必ずしも当てはまらなくなってきました。しかしながら、病気や障害を抱える労働者の中には、仕事上の理由で適切な治療を受けることができない場合や、病気に対する労働者自身の不十分な理解、職場の理解・支援体制不足により、離職に至ってしまう場合もみられます。例えば、糖尿病患者の約8%が通院を中断しており、その理由としては「仕事が忙しいから」が最も多くなっています。また、連続1か月以上の療養を必要とする社員が出た場合に「ほとんどが病気休職を申請せず退職する」「一部に病気休職を申請せず退職する者がいる」とした企業は、正社員のメンタルヘルスの不調の場合は18%、その他の身体疾患の場合は15%であり、過去3年間で病気休職制度を新規に利用した労働者のうち、38%が復職せず退職していました。

労働力の不足が慢性化している中においては、労働者が治療をするために退職をしてしまうという状況はできる限り避けたいものです。また、労働者側においても、病気を理由に退職してしまうと再就職が難しいという声があるため、できるだけ同じ職場で働きつづけることが望ましいと考えられます。

厚生労働省では「仕事と治療の両立支援」に関するガイドラインを作成しています。治療が必要な病気を抱える労働者が、業務によって病気を増悪させることなどがないように、適切な就業上の措置への配慮などがまとめられています。また、治療が円滑に進むよう、関係者の役割、事業場における環境整備、個別の労働者への支援の進め方などについて取組が示されています。ガイドラインが対象とする疾病は、がん、脳卒中、糖尿病、メンタルヘルス不調、その他難病など、反復・継続して治療が必要となる疾病となっております。

宮古地域産業保健センター(73-0222)または沖縄産業保健総合支援センターでは、両立支援を行う両立支援促進員を無料で派遣しています。仕事と治療の両立で悩んでいる事業所の方または労働者の方は、ぜひ一度ご相談ください。

次は宮古保健所へバトンを繋ぎます。